

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管施設を除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する実績報告について（依頼）

平素より、障がい保健福祉施策の推進について、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、下記のとおり取り扱うこととしますので、該当する事業所等運営法人におかれましては、遅滞なく報告いただきますようお願いいたします。

記

1 提出ファイル

【必須】

- ① 福祉・介護職員等処遇改善加算等 実績報告書（令和7年度）
- ② 福祉・介護職員等処遇改善加算等総額のお知らせの写し（国保連合会より送付される文書）

◆ 様式は岐阜県障害福祉課ホームページに掲載しています。

【県ホームページ】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/215005.html>

「令和7年度処遇改善加算実績報告書の提出について」

2 提出期限

令和8年7月31日（金）必着

3 提出方法

- ・ 下記及び県ホームページに示すオンライン申請フォームから提出してください。
- ・ なお、オンライン申請フォームは、計画書の提出先により異なりますので、ご注意ください。

<岐阜地域福祉事務所宛て>

<https://logoform.jp/form/T8mB/1643396>

<障害福祉課宛て>

<https://logoform.jp/form/T8mB/1638549>

※オンライン申請フォームには、1つの回答欄に1つのファイルしか添付することができません。

「福祉・介護職員等処遇改善加算等総額のお知らせの写し」につきましては、提出が必要なファイルを集約して提出してください。なお、その方法については、別添Q&Aをご確認ください。

4 提出先

(1)・岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）のみに所在する指定事業所・施設

・岐阜市内に所在する指定障害児入所施設

→ 岐阜県岐阜地域福祉事務所 地域福祉第二係

(2) 上記（1）以外の指定事業所・施設

※複数の圏域にまたがって事業所・施設を運営する法人を含む

→ 岐阜県健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係

※岐阜市のみに計画書を届け出ている場合は、岐阜市障がい福祉課へ実績報告を提出してください。

※岐阜県と岐阜市の両方に計画書を届け出ている場合は、それぞれの指定権者（岐阜県・岐阜市）へ実績報告を提出する必要があります。各指定権者の指示に従い、必要書類の提出をしてください。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥田	担当	加藤
電 話	058-272-8302（直通）		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		
所 属	岐阜県岐阜地域福祉事務所福祉課地域福祉第二係		
係 長	若山	担当	中村
電 話	058-272-8287（直通）		
F A X	058-278-3526		
E-mail	c22801@pref.gifu.lg.jp		